

教育実習申込要項

教育実習を行うには、以下の条件を満たすと同時に、所定の手続きを行う必要があります。

(1) 前提条件

【中学校・高等学校】

以下①～②の条件を満たしていること。

①前年度までに、以下科目の単位を修得済みであること（教職課程認定上、同等の科目でも可）。

- ・「教科に関する科目」のうち 16 単位以上
- ・「教職概論」「教育課程編成論」「教育基礎総論 1」「教育基礎総論 2」「教育心理学」「教科教育法 1」「教科教育法 2」「教育方法研究」
- ・「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」のうち **2 領域(各2単位)以上**

②当該年度に教員免許状取得に必要な科目を全て修得見込であること。

【小学校 1 種免許状】

前年度までに、以下科目の単位を修得済みであること（教職課程認定上、同等の科目でも可）。

- ・「教科に関する科目」を 3 科目以上
- ・「教職原論」「教育学概論」「教育課程編成原論」「教育心理学原論」
- ・「教科教育法」を 4 科目以上
- ・「特別活動原論」「道徳教育原論」「教育方法原論」「教育相談原論」「生徒指導・進路指導原論」のうち 3 科目以上。
- ・「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」のうち **2 領域(各2単位)以上**

【小学校 2 種免許状…教育学研究科・教職研究科の学部科目等履修生】

教育実習は原則として科目等履修生 2 年目に行くことになります。

- ①前年度までに、小学校 2 種免許取得に必要な単位のうち、10 単位を修得済みであること（10 単位には、中学・高校免許からの流用単位は含みません）。
- ②当該年度に教員免許状取得に必要な科目を全て修得見込であること。

(2) 実習校の確保

原則は母校実習とし、各人が出身学校に内諾を得ている必要があります。下記の事前登録期間の最終日(3月4日(金)までに内諾を得ていない場合、「教育実習演習」を登録することはできません。

※実習前年度に、大学を通しての実習校・教育委員会との派遣手続きが必要な場合、当学では前年度に当学に学籍があり、教育実習ガイダンスの参加および事前登録（6～8月）を行った学生のみに対応します。

(3) 出願

1) 事前登録

教育実習実施希望者は、2016年2月23日（火）～3月4日（金）の間に、教育学部ホームページ（http://www.waseda.jp/fedu/edu/applicants/admission/#anc_15）から、「全学の科目等履修生 教育実習申し込みはこちら」より教育実習内諾情報を入力してください。

なお、前年度(2015年度)に、Waseda-net ポータルで教育実習事前登録をしている場合、今回の事前登録は不要です。ただし、事前登録内容に変更が生じている場合にはメールにてお知らせください(教育学部教職課程：kyousyoku-office@list.waseda.jp)。

2) 科目登録

出願時、「履修計画書」にて「教育実習演習」を申請してください。次表のとおり、教育実習の「期間」「時期」により登録する科目・クラスが異なります。

なお、原則として、登録後の変更はできませんのでご注意ください。

【中学校・高等学校】

2 週間の教育実習の場合			
実習時期	登録する科目名・履修クラス	取得可能免許状	実習先
4 月～7 月の場合	教育実習演習（2 週間）の 春学期開講クラス	高校のみ	中学または高校
8 月～1 月の場合	教育実習演習（2 週間）の 夏秋期開講クラス		

3 週間の教育実習の場合			
実習時期	登録する科目名・履修クラス	取得可能免許状	実習先
4 月～7 月の場合	教育実習演習（3 週間）の 春学期開講クラス	中学のみ または 中学高校両方	中学または高校
8 月～1 月の場合	教育実習演習（3 週間）の 夏秋期開講クラス		

※開講クラスについて

春学期開講クラスは、シラバス指定の曜日時限に、事前指導 5 回と事後指導 3 回の計 8 回の講義が行われます。

夏秋期開講クラスは、夏季休業期間中の指定期間に事前指導 5 回（集中授業）と秋学期のシラバス指定の曜日時限に事後指導 3 回の計 8 回の講義が行われます。

【小学校】

教育実習実施期間	科目名	取得可能免許状
3 週間※	教育実習演習（小） （旧：初等教育実習演習）	小学校のみ

※2011 年度より、教職研究科（専門職大学院）の学生に限り、中学高校免許の教育実習の単位流用を前提として、2 週間の小学校教育実習を認めています。ただし、実習校の了承を得ていることが前提となります。これらの条件を満たす場合のみ、「教育実習演習（小）（2 週間）」を申請してください。

3) 小論文の提出

「教育実習演習」履修希望者については、出願時に小論文の提出が必要です。教育学部ホームページ (http://www.waseda.jp/fedu/edu/applicants/admission/#anc_15) から小論文の課題・所定用紙をダウンロードし、作成してください。

提出された小論文が一定の基準に満たない場合、当該科目の履修を認めないことがあります（「教育実習演習」のみ履修を希望している方は、科目等履修生の入学を取り消す場合もあります）。

(4) 実習申込み

実習先によっては、所定の手続きが必要です。

①「都内公立学校実習者」「早稲田大学附属・系属校実習者」

別途、提出書類が必要です。手続き内容詳細については、入学手続き時にご案内します。

②上記以外の「個人実習」等の方

特に大学での手続きはありませんが、実習校によっては別途手続きが必要な場合がありますので、必ず事前に実習校に確認してください。また、所属事務所から配布される「教職課程履修の手引き（2016 年版）」を熟読の上、教育実習の準備を行ってください。

以 上

介護等体験申込要項

介護等体験を行うには、以下の前提条件を満たすと同時に、所定の手続きを行う必要があります。

(1) 前提条件

「教職概論」の単位を修得済みであること。また、「教育心理学」の単位を修得済みであることが望ましい（いずれも教職課程認定上、同等の科目でも可）。

(2) 出願

1) 事前登録

介護等体験希望者は、2016年2月23日（火）～3月4日（金）の間に、教育学部ホームページ（http://www.waseda.jp/fedu/edu/applicants/admission/#anc_15）から、「全学の科目等履修生 介護等体験申し込みはこちら」より「介護等体験」の申請フォームへ入力してください。

※小学校2種免許、中学免許共通。

【体験日数について】

7日間（社会福祉施設での体験5日間、および特別支援学校での体験2日間。土日のみの体験希望不可。）

※社会人の方が仕事を理由に、決定した体験日程の変更などを申し出ることは出来ません。

※過去に一部介護等体験を終了しており、手元に「介護等体験証明書」（2日もしくは5日分）がある場合は、不足日数分を申請してください。

【体験期間・体験先について】

体験期間：原則、2016年6月～2016年11月

体験先：東京都内の社会福祉施設での体験5日間および特別支援学校での体験2日間

※社会福祉施設とは児童養護施設、老人デイサービスセンター、特別養護老人ホームなどです。

※体験期間が2日間のみの場合は特別支援学校での体験となります。

※社会福祉施設の体験先は現住所を参考に、東京都社会福祉協議会が決定します。特別支援学校の体験先は事前の希望申請を基に割り当てられますが、受け入れ先の状況等によりご希望に添えない場合があります。

2) 科目登録

出願時に、「履修計画書」にて「介護体験実習講義」を申請してください。

(3) 体験費の納入

入学予定学部から配付される納入票を使い、納入票に記載の早稲田大学生生活協同組合受付店舗にて納入してください。（納入日程については、各学部の募集要項を参照してください。）

※一度納入された介護等体験費は、原則として、いかなる理由があっても返還できません。

【体験費詳細】

体験日数	7日間	5日間	2日間
体験費	10,760円		500円

(4) 麻疹（はしか）に関する証明書の提出について

介護等体験に行くためには、原則として麻疹の抗体値が十分にある事の証明が必要になります。

以下の手続きに従い、麻疹（はしか）に関する証明書類提出の手続きを行ってください。

【抗体検査の実施】

麻疹の抗体検査は一般的に内科にて検査できますので、近隣の内科へ連絡し費用を確認の上、受診してください。早稲田大学近隣での実施場所を確認されたい場合は「教育学部教職課程：kaigo15@list.waseda.jp」までお問い合わせください。

【検査結果の提出】

日程：2016年3月24日（木）～3月31日（木）

場所：教育学部レポートボックスNo49（16号館2階エレベータ前 サービスルーム内）

（開室時間：月～土 9:00～21:00）

所沢総合事務センター レポートボックス（100号館4階）（提出は随時可能。最終日は16:00に締切）

提出体裁：教育・総合科学学術院事務所・所沢総合事務センターにて配布する用紙に添付して提出

※検査の状況により、上記提出締切に間に合わない場合は、検査結果が出次第、教育・総合科学学術院事務所（16号館2階）まで検査結果書を提出してください。

※体質等が原因で、抗体検査、予防接種（ワクチン接種）を受けることができない方は、その旨記載された医療機関発行の診断書を提出してください。

※抗体が体内にないと結果が出た場合は、予防接種（ワクチン接種）をし、再度検査を行ってください。

※提出書類は、原本でもコピーでもどちらでも構いません。

(5) 介護等体験の今後のスケジュール

時期	手続き・内容	場所・提出先
4/5	☐ 介護等体験事前ガイダンス （①, ②のどちらかに参加）	14 号館 201 教室 ①10:40～12:10②15:30～17:00
4 月	☐ 学生定期健康診断の受診	保健センター
4/5～4/15	☐ 体験不可能期間希望申請アンケート （体験が出来ない週を申請する手続き）	MyWaseda
4/11～5/14	☐ 介護体験実習講義（全4回）	
6 月下旬	☐ 体験先・体験期間決定の案内 「介護等体験施設決定通知書（体験日程詳細）」および 「受け入れ連絡票（社会福祉施設の体験詳細）」の配付	<配付場所> 所属学部事務所
体験先決定後～ 7/8 まで	☐ 「介護等体験希望学生個人票」の提出	教育・総合科学学術院事務所
	☐ 「健康診断書」の提出 （「受け入れ連絡票」で指示のあった学生のみ）	教育・総合科学学術院事務所
7 月上旬 ～順次	☐ 「細菌検査結果書」の提出 （「受け入れ連絡票」で指示のあった学生のみ） ※原則大学を通さず施設に直接持参もしくは送付。	体験先施設
	☐ 体験先施設での事前オリエンテーション （「受け入れ連絡票」等で指示のあった学生のみ）	体験先施設
随時	☐ 体験先施設への事前連絡 （「受け入れ連絡票」等で指示のあった学生のみ）	体験先施設
	☐ 「講義欠席特別扱願」の提出	介護等体験により欠席 した授業の担当教員
10/3～1/18	☐ 「介護等体験証明書（コピー）」の提出 ☐ 「社会福祉施設における介護等体験 自己評価票」 提出	教育学部レポートボックス
12/5～1/16	☐ 介護等体験実習講義（事後指導：4回）	各クラスの教室
3 月	☐ 「介護等体験実習講義」成績発表	

※大学から、MyWasedaの「profile」に登録されている連絡先へご連絡することがあります。連絡先に変更のあった場合には、必ず最新の情報への更新手続きを行ってください。

※連絡事項は各学部の掲示板とMyWasedaを通してお知らせします。随時ご確認ください。

以 上

教員免許状資格取得要件（小学校教諭２種免許）



- (1) 文部科学省の方針により(小・中・高)対応科目が全て廃止となりました。ただし、廃止年度までに修得済みの(小・中・高)対応科目は、小学校免許に有効です。
- (2) 旧法・旧々法にて中高免許を取得した方については、当時、存在しなかった領域があるため、一部の科目について単位の流用ができません。具体的には、「教職に関する科目」の第二欄(教職の意義等に関する科目)と第六欄(教職実践演習)の科目を履修する必要があります。
- (3) **教員としての勤務経験がある場合、必要となる単位数が少なくなるケースがあります。事前に教育委員会にて確認を頂いた上で科目登録を行うようにしてください。**

教科に関する科目

免許法施行規則に 規定された科目		〔①必修科目〕 (左に対応する本学部設置科目)	単位数	履修 方法
教科に 関する 科目	国語(書写を含む。)	初等教科専門国語(書写を含む)	2	2科目4単位を選択必修
	社会	初等教科専門社会	2	
	算数	初等教科専門算数	2	
	理科	初等教科専門理科	2	
	生活	初等教科専門生活	2	
	音楽	初等教科専門音楽	2	
	図画工作	初等教科専門図画工作	2	
	家庭	初等教科専門家庭	2	
	体育	初等教科専門体育	2	
			〔①必修科目〕合計単位数 4単位	

教職に関する科目

免許法施行規則に規定された科目			[②必修科目] (左に対応する本学部設置科目)	単位	履修方法
教職に関する科目	第二欄	教職の意義等に関する科目	既得済み単位を 流用 (既得中高免許が新法の方の場合) ※旧法で中高免許を取得した方は、「教職原論」の履修が必要。	2	履修不要 (新法取得者)
	第三欄	教育の基礎理論に関する科目	既得済み単位を 流用 ※旧法で中高免許を取得した方は新法に読み替えた上で、本領域の修得状況の確認が必要。不足していた場合の履修科目はご相談ください。	4	
	第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程編成論(小・中・高)(2010年度から廃止)または教育課程編成原論	1	必修
			初等社会科教育法	2	6科目以上選択必修。 ※ただし、図画工作、音楽、体育のうち2科目以上を含むこと
			初等生活科教育法	2	
			初等体育科教育法※	2	
			初等理科教育法	2	
			初等音楽科教育法※	2	
			初等国語科教育法	2	
			初等算数科教育法	2	
			初等図画工作科教育法※	2	
			初等家庭科教育法	2	

			道徳教育原論 特別活動原論 教育方法原論	2 2 2	全科目必修
		生徒指導、教育相談及び 進路指導等に関する科目	教育相談原論 生徒指導・進路指導原論	2 2	1科目選択必修 (1科目流用)
第五欄	教育実習	教育実習演習(小)※1 (旧:初等教育実習演習)	5	必修	
		中高の免許取得の際に行った教育実 習のうち、 3単位を流用	3	履修不要	
第六欄	教職実践演習	既得済みの「総合演習」の単位を 流用 (既得中高免許が新法の方の場合) ※旧法で中高免許を取得した方は、 「教職実践演習(小)」の履修が必要。	2	履修不要 (新法取得者)	
			〔②必修科目〕合計単位数 26単位(流用した単位を除く) 流用単位数 13単位		

教科又は教職に関する科目

免許法施行規則に 規定された科目	[③必修科目] (左に対応する本学部 設置科目)	履修 方法	単 位 数	[④選択科目]	単 位 数
教科又は教職に関する科目	介護体験実習講義※2 (履修済みなら不要)	(必修)	(2)	教育インターンシップ(2014年度から廃止)	4
				学級経営インターンシップ	4
				特別支援教育インターンシップ	4
				インクルーシブ教育インターンシップ	4
				初等教育インターンシップ	4
				生活科・総合的学習特論 (旧:生活科・総合的学習特論I)	2
				初等自然科学教育フィールドワーク	2
				初等英語教育	2

[必修科目]①・②・③ 及び [選択科目]④ 合計で37単位以上(流用を含む)

※1. 2011年度より、**教職研究科(専門職大学院)の学生に限り**、中高免許の教育実習の単位の流用を前提とした、小学校の2週間の教育実習の履修を認めています。ただし、ご自分で実習校より内諾を頂くことが前提となります。希望者は『**教育実習演習(小)(2週間)**』(旧:初等教育実習演習(2週間))の科目登録を行ってください。

※2. 介護体験については、以下のように扱います。

【当学出身の方】

- 2008年度以降に「介護体験実習講義」を履修したケース
修得単位は「教科又は教職に関する科目」として小学校免許に使えます。また、改めて介護等体験を行う必要ありません。
- 2007年度以前に「介護体験実習講義」を履修したケース
修得単位は小学校免許に使えませんが、『介護体験証明書』があれば、改めて介護等体験を行う必要はありません。『介護体験証明書』は教育委員会への申請の際に必要になりますので大切に保存しておいてください。

【他大学出身の方】

出身大学在学中に介護体験を行った方については、『介護体験証明書』があれば、改めて介護等体験を行う必要はありません。ただし修得単位の扱いについては、出身大学に確認してください。なお、既に介護等体験を行った方については、本学の「介護体験実習講義」を履修する必要はありません。

以 上